

幸田露伴「雪たたき」の構想

久生十蘭「鶴鍋」への影響に及ぶ――

須田千里

一

「雪たたき」（昭和十四年三月～四月）⁽¹⁾は、「幻談」（昭和十三年九月）に次いで『日本評論』に発表された幸田露伴晩年の作品である。執筆の経緯は下村亮一『晩年の露伴』（昭和五十九年八月増補新装版、経済往来社）「露伴晩年の創作活動二」、同「三」、幸田文「在郷うた」「片びらき」⁽²⁾、小林勇『蝸牛庵訪問記』（昭和三十一年三月岩波書店）「昭和十四年」の「二月某日」に詳しい。典拠は『足利季世記』⁽³⁾巻之一「畠山記」所収「雪タ、キノ事」⁽⁴⁾で、本作発表直後の五月十七日に行われた辰野隆との「対談」（昭和十四年七月『革新』で露伴自ら明らかにしているほか、前掲『晩年の露伴』、『蝸牛庵訪問記』「昭和十四年」の「五月二十五日」にも言及されている）。

同時代評では、正宗白鳥「意外な名作」（昭和十四年三月二十五日「読売新聞」第二夕刊「二日一題」欄）が、「講談的古めかしさ」を指摘しつつ、損得による行動を忌避しながらも結局それに引き廻された主人公木沢左京に「人間世」を見、作品に「意外な感銘を得た」と評価する。一方、杉山平助「文芸時評（二）」惜しい女流作家 岡本かの子の遺稿を読む」（三月

三十日「東京朝日新聞」）は、雪明かりに人違いするはずはなく、歌舞伎風の筋も不自然で、生きた芸術的柔らかみが枯渇していると批判し、「利害の重みが正邪に勝つた」くらいの見識なら「当然な話」で「凡作」と断じる。これを受けて白鳥は四月十五日、再度同欄「傑作、凡作」で取り上げ、「強い信念を有った人間も、つまりは平凡な人情に負けた。損得の感じから完全に超脱し得られなかつたといふことが、ねち／＼と書かれてゐるに過ぎない」と凡作説に理解を示しつつも、作中「人物は、豪傑でありながら、自分もつまりは損得で動く人間であることを認めて歎息してゐる所に、「おのれを知る」妙諦に達してゐる観がある。そこに達する経路の描写は無類である。」「人間の本性、世間の真相を静かに討検したいと思ふ読者があつたなら」本作を読むべし、と結論する。

武者小路実篤「続牟礼隨筆 「雪たたき」を読む」（同年五月『日本評論』）⁽⁵⁾は「幻談」よりもつと力のこもつたもの」とし、「話の運びが、割合よすぎ」「不自然」さがあるとしつつ、文章の「密度」、登場人物の「心の争そひのひつこさ」「重厚さ」「深味」に感心したという。特に、木沢と臙脂屋、丹下右膳、遊佐河内守と段々会話の調子が高まっていく運び、「木沢左京

のがんばりが中々ひつこく、よくかけてゐる。充実してゐる。」と評価する。

対照的に、谷崎潤一郎「早春雜記」（昭和二十五年四月『改造』）は、本作に以前のような「芸術的香氣」の高さを感じず、「少し講談めいてゐる」と評する。さらに、「いつたい露伴と云ふ人は江戸児に似合はず、ネバリ強い、よく云へば重厚な、悪く云へばしつこいところがあるのではないか。」として、「運命」「天うつ浪」を例示するが、この氣質は本作にも十分看取されよう。

幸田文「片びらき」（前掲）は、雪の下駄をたたく音を父露伴が「人なつかしい音」だと言い、好きだったと推測した上で、女の姦通を物語の種とし、相手の男の生首を女への「凄まじい贈りもの」とした点に「父のしいんとした姿」を感じるとする。女の才気は「不義を醸す毒」となり、にもかかわらずそんな娘への人情に臙脂屋ほどの男が惹かれる点にも「父の姿を見る」。露伴は木沢をかりて不義への許しなき拒絶を示しつつ、臙脂屋をかりて「才毒への哀しみと憤ひの心」を洩らしているとする。姦通した女とその父に重点を置いた評である。

遠藤誠治「幸田露伴と中里介山・序説——二つの『雪たゞき』を軸として——」^②は、本作と典拠を同じくする介山「雪たゞき」^③が「主君への忠義のために、堺の商人の妻の姦通を利用する木沢をそのまま肯定的に描いた、一種の奇談」であるのに対し、本作では「古い〈忠義〉と真の〈道義〉とのあいだで苦しみ、意地をとおす近代人の苦悩の世界」、「真の道義を貫こうとする木沢の憤怒と自嘲の影」といった「新しい〈木沢左京〉」が創造されたとする。基本的には同意できるが、「真の〈道義〉」

についてさらなる掘り下げが必要であろう。

一方、徳田武「都賀庭鐘と幸田露伴——二つの『雪たゞき』——」^④は、『莠句冊』（天明六年（一七八六）刊）「猥瑣道人水品を弁じ五管の音を知る話」も本作と典拠を同じくすることを指摘^⑤し、主人の留守中に不義をはたらく妻が、『莠句冊』では將軍を迎える為に汚名を着ることも厭わぬ女に改変されたとする。その上で、本作は庭鐘作品とプロットの立て方や道義の盛り込み方に大きな相違はないが、「人間性の描写の深化」によって「近代小説としての保証を得ている」とする。なお、木沢が非難する応仁・明応期の表裏反覆甚だしい世相は、二・二六事件などテロリズム横行の当時の世相をかすめたものと考察するが、『蝸牛庵訪問記』（前掲）「昭和十四年」の「五月二十五日」に拠れば、露伴にそうした意図は無かった。ここで露伴は、斎藤茂吉の質問に『雪たゞき』を書いたら、人が来て、二・二六事件をもじって書いたのかと質問されたが、あれはそうではない。しかし面とむかつてそう質問されれば、そうでないとは弁解めいたことをいなくてはならぬが、もし、どこかへそういうことが書かれたのなら、面倒くさいから返事などではない。そういうふうに入さまが考えるなら、それはそれで仕方がないのだからな。」と答えている。これは、「対談」（前掲）で「二・二六事件を頭に置いて」書いたのでは、と問うた辰野に対し、露伴が「大変に貴方は買つて下さったが、なにそれほど僕は……」と答えたことを踏まえていよう。

関谷博「『雪たゞき』——花田清輝に倣つて」^⑥は、本作末尾の男の首が、臙脂屋の娘の密通相手ではなく木沢であると読む花田「男の首——大衆のエネルギー」（5）——」（昭和三十

二年五月『群像』を紹介し、不倫の懲罰という倫理的作品から政治的作品への読み替えを提示する。その上で、ブルジョア臙脂屋が予め遊佐と謀って木沢宅で遊佐ら一同と会するように組み、テロリスト木沢が臙脂屋の申し出を拒否できないようにしたとする。「話の運びが、割合よすぎる」、「もし小説だったら、皆がぐるになつてゐないとかう言ふ偶然はつかひたくない、」とする武者小路評（前掲）とも関わって示唆に富む論だが、この立場では臙脂屋の涙も演技となり、仮に丹下が闖入しなければ遊佐が現れる予定だった、ということになる。演技と言うなら、逆に、遊佐と示し合わせて硬骨漢のふりをした木沢が、ぎりぎりまで臙脂屋を追い詰め、最大限の譲歩を引き出した、という読み方も不可能ではないだろう。臙脂屋との会談に合わせて一同を招き、丹下を部屋の下ぐ側に案内するよう、召使の老婆または遊佐に指示しておいたという、典拠以上に目端の利いた木沢像である。しかし、このように登場人物の言動に裏があると読むには本文の裏付けがなく、本稿では採らない。

以上、先行研究を概観したが、明応二年（一四九三）の堺という時代・土地について追究する必要があるうし、作品内容についてもさらに掘り下げるべきと考える。

二

前掲下村に拠れば、露伴が本作執筆に着手したのは昭和十四年二月十三日朝で、十九日発売の『日本評論』三月号の原稿締切日だった。結局、十四日いっぱいまで締切を延ばして書き上げたのが本作「上」で、召使女に女主人の姦通相手と誤解され

部屋に案内された木沢が、この家の主人と昵懇だと言い、妻の姦通を告発する証拠にと主人愛蔵の笛を盗む、という内容である。武者小路評（前掲）の「僕は笛をとつて男が帰る処まででは、感心しなかったが、」は、わずか二日で全体の約四分の一を占める「上」を書き上げたことも関わられるかもしれない。ただし、未知の邸に導かれた木沢が「にツたり」（以下、引用は「上」「中」「下」とも初出に拠る）した表情を変えない（註）ため、女たちに漠たる恐怖を与える点、召使女の言から事態を把握した木沢が、一転して「憤怒と悲しみ」を表出する点、笛を奪った木沢が革足袋の痕を青畳に印しながら立ち去る末尾など、その強烈な個性を浮かび上がらせ、今後の展開に十分興味を持たせるものとも言えよう。

じつさい、「上」を執筆するのに調査時間は不要であった。典拠は「雪タ、キノ事」前半を主とし、他には同じ「畠山記」の「畠山政長自害之事」から「公方義材公ハ尾張守政長ニ御心ヲヨセラレ正覚寺エ御動座アリテ」や「此中公方様ノ御ナクサミニ参リテ舞歌ナトシケル桂ノ遊女トモ」に拠って、末尾の「公方が河内正覚寺の御陣に、あらせられた間、桂の遊女をお相手にしめされて御慰みあつた」が記されたに過ぎない。ただし、「上」と「中」の間では若干の説明不足も生まれた。すなわち、典拠も「上」も、木沢が妻や召使女を目を掠めて笛を懐中したとあるのに、「中」では召使女が直ちに木沢の後をつけて住居を突き止めたとされる。木沢が笛を奪ったと知らぬのに、なぜ住居を知る必要があつたのか、説明がない。木沢の退出後直ちに、笛を盗まれたことを妻か召使女が覚つたとか、夫と「昵懇」だという木沢の正体を知ろうと思ったなどの説明が必要である

う。

続く「中」以降では、一ヶ月の執筆期間があったためか、『足利季世記』の利用と併せて堺に関する歴史的・地理的説明が書き込まれ、作品に厚みを加えている。

まず、典拠『足利季世記』『畠山記』通りの記述としては、前掲「畠山政長自害之事」に拠って、「桃井、京極、山名、一色殿等の上に細川殿まで首となつて、敵勢の四万、味方は三千」(下)であったこと、足利義材を筒井へ落し、十三歳の畠山尚慶を桂の遊女に装って平三郎のお供で大和の奥郡へ落したこと、四月九日夜畠山政長が切腹しようとしたとき、藤四郎の刀で三度切ったが切れなかったため、丹下備前守が自分の冠落しの信国で自らの股を二度突き通して試し、これで政長が切腹したことなどが記される。典拠で「二千余人」とある味方の数を「二三千」と変えた以外、異同は無い。また、政元が「飯綱使ひ魔法使ひ」(中)と恐れられ、「身を虚空に騰らせようなど」(下)したことは、『足利季世記』二「舟岡記」の「政元生害事」に「政元ハ四十歳ノ比マテ女人禁制ニテ魔法飯縄ノ法アタコノ法ヲ行ヒ「略」見ル人身ノモモヲチケル」や「政元魔法ヲ行ヒ給ヒ空エ飛上リ空中ニ立ナトシテ」とあるのをを用いたもので、『魔法修行者』(昭和三年四月『改造』)でも言及された典拠である。

本作の木沢に、「雪タ、キノ事」にない「左京」という名を付けたのは、『足利季世記』三「高国記」の「三好筑前堺ノ帰事^附天王寺崩高国最後事」以降、四「三好記」の「木沢打死之事」までに見える「木沢左京亮」(名「長政」)を用いたものか。

この木沢左京亮が登場するのは享祿四年(一五三一)から天文

十一年(一五四二)で、明応二年(一四九三)とされる「雪タ、キノ事」と四く五十年の隔たりがあり、別人と思われる。また、遊佐河内守は畠山義就方に国助、政長方に長直がいたが、その長直は「瓦林政頼記」(十)に拠れば明応二年閏四月に畠山政長が正覚寺の戦で敗死した際に討死した。とすれば、「雪タ、キノ事」の「遊佐河内守」は長直ではなく、順盛ということになるが(十三)、彼が河内守を名乗ったことは確認できない。下つて「舟岡記」「高国記」に見える遊佐河内守は義就方の国助(長祿四年(一四六〇)歿)の子孫であり、「三好記」や六「久米田軍記」に見える遊佐河内守は長直の孫か曾孫(十四)の長教である。「三好記」以下に見える丹下、杉原、斎藤、貴志、安見らも「雪タ、キノ事」に見える人物とは別人か。すなわち、「雪タ、キノ事」の木沢の名は左京とは限らず、遊佐河内守の存在も不審で、「雪タ、キノ事」の内容には疑問が残る。

次に、堺に関する歴史的・地理的説明としては、南北朝以来の堺の状況を述べるところから始まり、「正平の十九年」「一三六四」に此处の道祐といふものゝ手によつて論語が刊出され、其他文選等の書が出された(中)と、その文化の豊かさが語られる。正平十九年刊行の『論語集解』十卷は『堺市史』一(昭和四年三月堺市役所)などに詳しく紹介されるが、堺で『文選』が刊行された記録はない。しかし、吉田東伍『大日本地名辞書』(十五)上(明治四十年十月第二版、富山房)「堺」に「南山巡狩録、正平十九年、和泉国堺の浦に道祐といふ隠者あり、あらたに論語を鏤刻し世に伝ふ、是を正平板と云、堺の浦は中古唐山より來舶せる湊にして、天正の頃までは猶遺風のこれり、此故に堺の浦にて刻せる論語活版の文選韓文柳文等多く今も世に

流布せり、」(三六五頁)とある。『国書刊行会出版目録 日本古刻書史』(明治四十二年四月編輯兼発行者市島謙吉)所収朝倉龜三「日本古刻書史」にも、「正平本論語」の詳細な説明に続き、「博多版(二に堺版)」として兪良甫翻刻による『李善注文選』が言及され、「世に之を博多版と称し、昔時京阪にては堺版と称せり、」と解説される。博多同様、貿易船が輻輳した堺では、書物の輸入や売買が行われたためと、同書では推測されている。また、『国訳漢文大成 文学部二』「文選 上」(大正十年六月国民文庫刊行会)「解題」にも、北朝の応安四年(一三七二)京都嵯峨で刊行された『李善註本六十卷』について、「夫の有名なる正平版の論語と共に我邦に於ける版本として尙ぶべきものなり。」とあり、「堺版」との記載はないものの、正平版『論語』と併称されている。

続いて堺の歴史が回顧される。遠藤論文(前掲)は、原勝郎の遺著『日本中世史の研究』(昭和四年十一月同文館)「一二 足利時代に於ける堺港」(初出明治二十九年九月十月『史学雑誌』)「三 足利氏末造の堺港に於ける文芸」(初出明治三十六年六月十五日『国華』一五七)を露伴が読み利用したとする。以下、具体的に対応関係を見ておく。本作ではまず、「山名氏清が泉州守護職となり、泉州と称して此処に拠つた後、応永の頃には大内義弘が幕府から此地を賜はつた。大内は西国の大大名で有つた上、四国中国九州諸方から京洛への要衝の地であつたから、政治上交通上経済上に大発達を遂げて愈々股脈を加へた。大内は西方智識の所有者であつたから歟、」とあるが、「一二 足利時代に於ける堺港」には「明德二年「一三九一」山名氏清此地「堺」に在り、「略」將軍義満よりて氏清に与ふ

るに和泉を以てす、是に於て氏清居城を堺に築き泉州と名け以て其繁栄の基をなしたりしが、」(第二 堺の沿革「四三六頁」)「応永の交大内義弘が中国雄藩の姿を以てして堺を以て其近畿に於ける立脚地となし出入必これを経由するに至りてより、堺の繁栄は頓に一段の進歩をなせり／糸乱記に／応永の頃大内左京大夫多々羅義弘此地を領し来て再び津を開き吳越三韓南蛮と好みを結び迭に商舶を通して家増し民富て一都会をなす、」(「三 堺の商業」四四七頁)とあつて、内容的に重なっている。

本作で「堺は町を繞らして濠を有し、町の出入口は嚴重な木戸木戸を有し、」とあるのも、「当時我国に駐在せる一宣教師堺の状を記して曰く／「略」其地塹壕ヲ以テ境界ヲナシ、濠ハ深ク水ハ満チ見ル者ノ眼目ヲ驚スニ足ル、」各街ノ両端ニ門戸ヲ設ケ、紛争アリト聞ケバ忽チ其大扉ヲ閉ヅ、」(第五 結論「四六七〜八頁」)と重なる(100)。

堺の自治制度——警察官的職能、民事訴訟、租税夫役等の賦課——を担う「納屋衆、又は納屋貸衆」「納屋十人衆」や、「納屋(なや)」とは倉庫のこと」で「外国貿易に従事した堺の小島太郎左衛門、湯川宣阿、小島三郎左衛門等は納屋衆の祖先」かもしれないというのも、「糸乱記によれば堺には往昔より町年寄なる者なく海岸に納屋を有し之を貸して取得となせる者を上分の者とし、称して納屋貸しの衆と云ひ、其中の主なる者十人を十人衆と云ひて、公事訴訟の類は皆此十人衆によりて裁決せられしといふ。されば古よりして多少自治の権はありしにや、」

(「三 堺の商業」四五二〜三頁)や、「泉州の賈人小嶋林太郎左衛門尉」堺の湯川宣阿小嶋三郎左衛門の船は」(同四四八

頁)と対応する。ただし、「納屋衆」という語は本書に見えない。

上記と併せ、「天正の頃呂宋に往来」した呂宋助左衛門や「永禄年中三好家の堺を領せる時は、三十六人衆と称し、能登屋膳脂屋がその首であつた。」^(一)とも、「天正文禄の交には納屋助左衛門の呂宋に渡航して通商をなせるあり、」^(同四五五頁)や「永禄に至りて会合衆三十六人とあるは、蓋港の繁栄と共に富有の商人も其数を増し、其中に就き殊に大なる者を会合衆と云ひ、其数三十六人ありしものならん。」「略」此三十六人の会合衆は今日の市参事員の如き職務に従事せしものなるべし、而して前に述べたる十人衆は此会合衆とは異りて主として訴訟の裁断及び其他の行政事務を行ひしものならん。三十六会合衆中にありて其牛耳を執るものを能登屋及び膳脂屋の二家となす。」「略」加ふるに彼等「武人の次三子にして往々下りて牙籌を執るもの」は金権を有し多く浮浪の士を養ふ者もありしかば、将軍管領と雖、彼等に対しては如何ともすること能はず、」^(同四五三頁)、「三十六人会合衆等能登屋膳脂屋を推して首となし、」^(同四五四頁)などと符合する。

また、「自家集権を欲する」織田信長が「納屋衆の崛起を惡み、之を殺して鼻首し、以て人民を恐怖せしめ」たことは、「信長深く堺市民の強悍を怒」つたため、一度は陳謝して全市の破壊を免れたものの、納屋年貢を拒否したため「信長怒りて皆之「十人衆」を獄に下す、其逃れて堺に帰りしものは悉く北の口に鼻首せられたり、是よりして堺津は全く屈撓せられ」^(同四五五頁)と重なる。

延徳三年(一四九二)細川政元が、大内義弘滅亡後細川家領

となつた堺の南の荘の奉行として家臣安富元家を任命したが治まらなかつたことは、「義弘敗死してより和泉の地は細川氏の守護地となり、堺も其配下となりて」^(第二「堺の沿革」四三七頁)、「延徳二年九月幕府遂に堺南荘を以て政元の家臣安富元家に賜ふ、」「略」後明応年中安富元家堺を崇寿院に返付したれば堺の南荘又寺領となりしも、」^(同四四〇〜一頁)などに対応する。ただし本作では、延徳二年を三年に誤る。

最後に、堺の「文化は勝れ、学問諸芸遊伎等まで秀でゝ」とされるが、「遊伎に於ても堺は甚欠乏せざりき、」として「手猿楽」「謡曲」等の例が説明される(第四「堺に於ける文明」四六一頁)。

以上の知識は、『堺市史』一(前掲)二(昭和五年三月)からも得られ、『日本中世史の研究』によるとは特定できない。ただし、著者の原は明治四十二年京都帝国大学教授となつており、一時同校教員であつた露伴に本書が寄贈された可能性がある^(八)。なお、『大日本地名辞書』(前掲、三六四〜三六七頁)も「史学雑誌云、」として原論文を摘記するなど、上記と多く重なるが、町の出入口に嚴重な木戸があること、遊伎等まで秀でていたことなどは見えず、『大日本地名辞書』のみでは書けない。

続いて本作では、安富元家から安富の家の話題に移り、応仁の乱の際「敵の山名方の幾頭かの勇将等が必死になつて目ざして打取つて辛くも悦んだのは安富之綱であつた。又打死はしたが、相国寺の戦に敵の総帥の山名宗全を脅かして、老体の大入道をして大汗かいて悪戦させたのは安富喜四郎であつた。」と続く。こうした知識は『応仁記』などに拠っているが、「安富

之綱」は「安富元綱」の誤りであろう（字形の類似による誤植か）。これは、応仁元年（一四六七）十月相国寺に籠もった安富元綱らを山名方の畠山義就らが討った戦を踏まえている。『応仁記』二「相国寺炎上之事。」に、「安富民部丞元綱兄弟ワツカノ手勢。六郎殿ノ馬廻計ニテ惣門ヲ堅メ。石橋ヨリ責入大敵ヲ請テ七ケ度迄込出シ追散テ引返シ。」「略」又東門ヨリ敵数万責入ケレバ。元綱兄弟モ六郎モ其手ノ士五百人一足モ不レ去敵ト引クミ／＼。一人モ不レ残打死ス。」^{（十九）}とある。また、「安富喜四郎」も「安富紀四郎」の誤りであり、「相国寺の戦」でもない。応仁三年三月細川勝元らが芝薬師堂の山名宗全らに斬り込んだ戦で、安富は山名方に討たれている。『応仁記』三「義親西陣へ御出ノ事。付五檀法之事。」に、「スデニ山名殿厩ノ前マデ切入ケルヲ。金吾^{（二十）}ハ赤糸ノ朱実具足ニテ。老体ナガラ其身軽ゲニ庭前ニ躍リ出テ。人ハナキカ。者ドモ切出セト申サレケレバ。摂津守入道父子三人渡合。散々ニ切テマハリケレバ。勝元被官安富紀四郎。甲須亀ヲ始トシテ究竟兵十余人。手ノ下ニ切臥ケレバ。」とある。宗全を「大入道」としたのは、『応仁記』二「勝元方蜂起之事。」に「ウテナクバヤメヤ山名ノ赤入道手ヅメニ成レバ御所ヲ頼ヌ」との矢文が射かけられた話があり、有名だった。

ちなみに、この安富元綱、紀四郎の記事は、『応仁広記』三「相国寺炎上合戦事」、四「芝薬師夜討事^附於御所被修五檀法事」^{（二十一）}にもほぼ同文が掲載。渡辺世祐『室町時代史』（明治四十年六月早稲田大学出版部）にも、第三編第三章第一節第七「相国寺の激戦」に安富元綱が、同第五節「洛外の戦」に安富紀四郎の話が記載され、『後太平記』（『通俗日本全史』六所

収、大正二年二月早稲田大学出版部）二十三「相国寺合戦之事」にも安富元綱の話が見える。しかし、いずれにせよ本作の記述と相違があり、露伴は執筆の際に原文を確認していないと考えられる。

次に、本作で言及された堺の地名について考察する。臙脂屋は「堺の大小路を南へ、南の荘の立派な屋並の中」（中）^{オホセウヂ}にあり、木沢の住居は「塩穴の南」（中）^{シホナ}か、「舩の松村の村はずれ、九本松といふ俚称」（下）の地にあるとされる。『大日本地名辞書』（前掲）に「塩穴郷「左ルビ「シアナ」」「略」堺市^{（二十二）}南荘（大小路以南）舩松村湊村是なり」「舩松 舩松この村は堺市の東南に接す」（三六四頁）、「堺「略」中央の横条を大小路と云ひ南荘北荘を分つ」（三六五頁）、「南荘 堺市大小路以南の総名なり」（三六七頁）とあり、これらを参照したか。また、「天正の頃呂宋に往来して呂宋助左衛門と云はれ、巨富を擁して、美邸を造り、其死後に大安寺となしたる者」（中）も、同書「大安寺「略」今の仏殿は魚屋助左衛門の居宅を移造したる也、助左衛門堺浦の商賈にして貿易を以て富を致す、天正文祿の比頻に呂宋に往来し巨利を獲たり、「略」其居宅（納屋と称す）は建築華侈を極め、七宝を鏤めたりと云ふ。」（三六七頁）とある。ただし、九本松の名は『大日本地名辞書』に見えない。本書の典拠として「名所図会云、」とあることから、秋里離島『和泉名所図会』^{（二十三）}（寛政八年（一七九六）刊）を参照すれば、巻一「旭蓮社」の「舩松神廟」に「神功皇后異国より帰朝の御時軍船九艘の舩頭向ふ所を九艘小路といひ^{寺の北前町をいふ}又九本の松に繋ぎしより九本松町あるひは舩松とも呼ぶ後世こゝに社を営て九本松明神と崇め奉る也」とある。『大日本地名辞書』

に拠れば「旭蓮社」は「南宗寺の北に在り」、「南宗寺」は「堺南荘の南隅に在り」(三七七頁)。以上から、九本松は南荘塩穴郷の一部である船松村の南隅にある南宗寺の北、旭蓮社の北門前町辺を指すと思われる。なお、『和泉名所図会』一「大鳥郡」に拠れば、「南荘」堺津大小路より南をいふ昔は塩穴郷也しななほのしやうとあり、南荘の古名が塩穴とされるほか、船松村の位置も明記されていない。また、『堺鑑』(貞享元年(一六八四)刊)中にも「九艘小路くわうせうぢ」附九本松くわんしょうがあり、上記に類した説明がある。ちなみに、上記いずれも「塩穴」を本作のように「シホナ」と読んでいない。

一つの可能性として、露伴はまず『大日本地名辞書』に拠って堺の歴史や地理の概略を頭に入れ、さらに原勝郎『日本中世史の研究』や『和泉名所図会』など関連文献を調査し、『応仁記』『応仁広記』などの記事を想起して本作を執筆したことが考えられる。「小島太郎左衛門」などの人名、安富元家の奉行就任年次、「塩穴」の読みなど上記文献と齟齬する点は単純な誤りと思われるが、直接の依拠文献が未確定のため、断定できない。ともあれ、作中の説明は概ね正しいことが確認された。

なお、明応二年畠山政長が正覚寺の戦で敗死した際、「律儀者の損得かまはずは、世を思切つて、僧になつて了休となるやうな始末、」(下)と言及される「了休禅坊」は、膳脂屋と「在俗中も出家後も懇意」とされる。『堺市史』七別編(昭和五年三月堺市役所)第一編第三章(一七〇)高志芝巖(利貞)に拠れば、その父高志利次は惣年寄を勤め、自適斎閑溪了休居士と号したという。しかし、惣年寄は江戸時代職名である上、嫡男利貞は寛文三年(一六六三)生まれのため、年代が合わない。

了休禅坊は、木沢と膳脂屋の仲介者である一方、「おとなしくは死なぬ、暴れ屈原」木沢に対して、「世を連れて仏道に飛込」んだ「おとなしい屈原」とされる。こうした狙いから仮構された人物か。

ちなみに、本作の時間は「明応の二年十二月初」とされる。下村『晩年の露伴』(前掲)に「果して畠山記の示す明応二年に、泉州堺に雪が降ったかどうか、これは、露伴の探求心を非常にあふっていた。だが、どうしてもその事実はつかめなかったようであった。」とあるが、京都に住む近衛政家『後法興院記』(二三)や奈良興福寺大乗院尋尊『大乘院寺社雜事記』(三十四)に拠れば、明応二年十月十一月に雪が積もった記事は見えない(京都の三条西実隆『実隆公記』(三十)には当冬の記事欠)。「雪タ、キノ事」本文中に年次は記されていないが、『足利季世記』『畠山記』目録に「自長享元年「一四八七」至明応二年「一四九二」とあり、「雪タ、キノ事」直前の「義材公北国落之事」末尾に「明応二年七月十三日 御判」とあるため、露伴はそう考えたのかもしれない。しかし、明応二年の正覚寺で父政長を失い紀伊へ落ち延びた畠山尚慶(尚順)は、明応四年十月と五年十月再起して和泉から河内に入ろうとしたが敗れ、五年の戦では家臣遊佐新九郎らを失っている(二十六)。「雪タ、キノ事」や本作同様、尚慶が河内の高屋城から畠山義豊を逐い退けたのは明応六年十月であり(二十七)、ついで河内・和泉・大和に勢力を拡大したのであるから、膳脂屋による軍資金提供が明応二年である必要はない。そこで明応年間に範囲を拡げ、上記三種の日記何れにも比較的多く積雪が記録された日を挙げれば、明応五年一月二十一日、十一月六日、十二月四日、六年一月二十一日、二月

十日〓十一日、十二月二十五日となる。前述のように、まず以て「雪タ、キノ事」の内容が事実かあやしい上、京都・奈良で雪が積もっても堺で同様だったか確認できないのであるが、上記のうち、事後となる明応六年十二月二十五日以外の五日がいろいろの候補となろう^(二八)。後考を俟ちたい。

三

典拠「雪タ、キノ事」の木沢は、畠山「尚慶ヲ二度河内エ返シ入ハヤト骨スイニ徹シテ思ヒケル」忠臣であり、姦通の証拠の笛と引き替えに「ベニヤ」から「兵糧」を受け取るうとする、利害に敏い人物である。そこに、姦通に対する特段の思いはない。一方本作の木沢は、主への忠誠心と同様、妻に姦通された「昵懇」の友を思いやる情も併せ持ち、臙脂屋とはもちろん、丹下右膳ら同志と対立しても容易に譲らない、典拠とは対照的な、時世を憂える潔癖な人物として造形された。

今の時世は、了休が「二つの泥づくりの牛が必死に闘ひながら海へ入つて了ふ^(二九)、それが此世の様だ^(三〇)」という通り、互いに信頼せず闘いに明け暮れた挙げ句、海水に溶けて消滅する泥牛のように両者とも滅んでしまう世である。これを受けて木沢は、「みんな泥牛、泥人形」なのを知らず、自らを強くしようとはばかり考え、「世間一体を良くせう」などと心底から思うものはいない、と語る。このような、「主は家隸を疑ひ、郎党は主を信ぜぬ今の世^(三一)」^(上)「表裏反覆の甚だしい世^(三二)」^(下)を目の当たりにしてきた木沢は、「留守の者が急に敵になつて、出先の者を攻めたでは出先の者の亡びぬ訳は無い。恐ろしい表

裏の世ぢや。」と、味方・身内と思つていた者に裏切られ、害される世を憂えている。これは直接には、A足利義澄の將軍擁立を図つた細川政元が、畠山義豊^(基家)討伐のため正覚寺に陣取つた將軍足利義材^(義植)・管領畠山政長の油断につけ込み、義豊方に助力して、桃井・京極・山名・一色等とともに將軍・政長方を破つたことを指す。しかし、今回木沢が遭遇した出来事もAと同じ展開になる恐れがあつた。すなわち、B夫の留守中に姦通した妻が、夫の帰国後、「其迷ひが募つては何ぞの折に夫を禍するに至る」可能性である。従来指摘が無いが、女の姦通という典拠の設定をこのように敷衍し、将来夫が妻に害される恐れありとして同じ構図に見立てた点に、本作独自の着眼がある。

しかし木沢は、夫を裏切つた妻を直接自分で罰しようとはしない。「おのれ等、敵の寄せぬ城に居るも同然ぢや。」「略」樂まば樂め。人のさまたげはせぬが功德ぢや。主人が帰るそれまでは、我とおのれ等とは何の関りも無い。」^(上)と言ひ、將軍が正覚寺の陣で桂の遊女を相手に心を慰めた故事と重ねて語るのは、AとBの類縁性を示した上で、夫が帰るまでせいぜい姦通を楽しむがよい、ということである。女の夫と懇意^(三三)な木沢は、姦夫に溺れた妻が夫を害することの無いよう、帰国後の夫に証拠の笛を示して妻の姦通を立証し、妻の処分を任せようとした。Aの主君政長を切腹に追い込んだ桃井らを討ち、かつての勢力を回復しようとしていた木沢だが、ここでは、Bの夫を裏切つた妻による夫殺害の可能性を阻止すべく笛を奪つたのである。木沢にとつて、臣下としての忠義も親しい友としての真情も、同じく「損得利害」を超えた、「世間」を「良く」する

道であつた。

しかし現在、前者（臣下としての道）を実現するには「兵糧其他の支へ」が足りず、後者（友としての道）は容易に実現可能ながら、女の父臙脂屋から「金銀財宝、何なりと」差し上げてもよいから笛を返して欲しい、と引き留められている。つまり、A B同じ構図ながら、皮肉にもBに目をつぶることでAへの報復が可能となるのである。しかし木沢は、Aにおける臣下としての立場とBの友としての立場の間で悩むことなく、夫を害するやもしれぬ妻の姦通を許さないと強い信念から、夫に告発するつもりであつた。「それはそれ、これはこれと、全く別の事」「此事は此事、左京一分の事。」というように、AとBを分けて考えているのである。そもそも、「何時も人間を引廻す」「損得といふ奴が」「癪に障る」木沢である。「頼むは腕一本限りの者に取つては、氣に食はぬ奴は容赦なくたゞき斬つて、時節到来の時は、つんのめつて海に入る。然様したスツキリした心持で生きて、生きとほしたら今宵死んでも可い、」と明言する木沢は、「心を厳しく清く保つて主に容れられず、世に容れられず、汨羅に身を投げて歿ぐなられた」屈原、それも「修羅道の屈原のやうな」と臙脂屋に評される、「癪」の強い男である。目前のBを見逃がすことでAへの報復を実現させようという「損得勘定」は、断固忌避する。一方の臙脂屋は、それを小さく狭い考えと評し、海外との貿易を例に大所高所に立つ余裕が必要だと言ひ、軍資金の提供を申し出て繰り返し懇願するが、木沢は「いやでござる」と都合八度拒み通す。

決裂したかに見える臙脂屋との会合は、丹下右膳の登場によつて新たな局面を迎える。臙脂屋による軍資金提供の申し出を

引き継いだ丹下は、若者らしい真率さから、木沢個人の問題であるBをいっさい斟酌せず、Aに関わる大事の企てを臙脂屋に明かした上で、「損得利害、明白なる場合に、何を洩らるゝか、」と件の品を渡すよう迫る。しかし木沢は、そもそも損得のみを考えれば、不遇の幼主を守り立てて戦を挑むことが損なはずであり、丹下自身損得に反する行動をしている、と反論する。忠義が損得を度外視して尊いと考ええる点では木沢も丹下に引けを取らないが、そうしたものは忠義だけではない。そのことを理解しようと思せず、一方的に木沢に強いる丹下を批難するのである。

もしここで木沢が情理を尽くして説明したならば、或いは丹下も引き下がったかもしれない。しかし木沢は、「貴殿にかゝはつた事ではござらぬ。」などと、初めから事情を説明しようとしな。気短な丹下も木沢の思ひを汲み取る余裕がない。Aの報復に「何の為にもなり申さぬ」笛を臙脂屋に渡そうとしな木沢に対し、丹下は「飽まで御返辞無きに於ては、事すでに逼つたる今」／＼と、決然として身を少し開く。従来看過されているが、この身振りは、木沢との平行線をたどる対話を放棄し、力づくで件の品を木沢から奪おうとするものである。場合によつては斬り殺すことも辞さなかつたかもしれない。

この危急の際に入り込んだのが、傍らで窺っていた遊佐河内守一統であつた。老練な遊佐は丹下の不作法を咎め、改めて一同揃つて平伏する。なおも沈黙を続ける木沢に、「丹下はむず／＼しきつた。無論遊佐の身じろぎの様子一ツで立上るつもりである。」と、木沢が承知しなければ前と同様の行動を取るつもりだったと考えられる。表面上、礼を尽くしてはいるが、

この場を支配しているのは遊佐である。「反抗的人間」木沢が、最後に遊佐に肅清されたと読む花田清輝評（前掲）は、結論は誤りとはいえ、着眼自体は警拔であった。ここに至れば、遊佐らの意思は当然木沢に通じたであろう。これは、C「味方同士」の、兄弟の中」である丹下や遊佐らが、「損得」に引き廻され、力づくで木沢を蹂躪・排除しようとするものに他なるまい。丹下一人ならまだしも、遊佐以下一同に「容れられず」、全員を敵に回して孤立することは、さすがの木沢もできなかった。力づくでは到底勝てないし、そもそも丹下らが木沢に手を出した時点で、「味方同士」の信頼関係は崩れてしまう。これはまさに「表裏反覆」、味方・身内と信じていた者に裏切られ、害される世という前述の構図である。逆に丹下・遊佐らの側から見れば、個人的な思いから忠義を蔑ろにする木沢こそ、同志の企てを妨げる者と映るだろう。

ふだん、「氣に食はぬ奴は容赦なくたたき斬つて、時節到来の時は、つんのめつて海に入る。」「今すぐこゝに切死にするか、切り殺さるか、と突詰め／＼て時を送つてゐる」木沢だが、しかし切り死にする相手はAの桃井らや、懇願を拒否し続けた場合に「手だれの者を頼んでそれがしを斬殺」しようとする臙脂屋であろう。臙脂屋相手なら、木沢は「いつでも御相手の支度はござる」ところがこの場合、現在の同志こそ「癪に触る。損得勘定のみに賢い奴等」だったのであり、これは木沢にとって予想外だったと思われる。木沢はまさに、丹下・遊佐らに裏切られ害される／彼等に反逆する当事者にならうとしていた。すなわち、「心を厳しく清く保」つたため同志らに「容れられず」、Cによって丹下らに害され、「修羅道の屈原のやうな」最

期を遂げてしまえば、もはやA・Bを正すこともできなくなるのである。しかし逆に、丹下らの申し出を受け入れれば、Cは回避され、同志の一人としてAの無念を晴らすことができる（つまりCとAは表裏一体である）。

では、木沢はどの段階でこれを考え始めたのだろうか。乱入した丹下が「我等の企」を臙脂屋に告げようとした時、「今は如何ともし難しと諦めてか、但しは此一場の始末を何とせんかと、胸底深く考へ居りてか、差当りて何と為ん様子も無きに、」とあることから、この時点からのようにも思われる。じつさい、証拠の笛を夫に渡すのは、Bの可能性を未然に防ぐ唯一の方法ではなかった。本作末尾に示されたように、姦通手を殺し、その首を女の実家臙脂屋に投げ込むことで、同様の効果が期待できよう。女にとつての「迷ひ」の対象たる姦夫が死ねば夫を害することも無いだろうし、女への警告となるからである。臙脂屋にとつても、姦夫の死は鍾愛する娘の死を防ぐ（^二三）ものであろう。木沢が、姦夫である「京の公卿方の者」をどうやって探り出したのか、むしろ遊佐ら同志、或いは臙脂屋の協力もあったかもしれないが、ともあれBは回避された。木沢は「一分の意地」を通して、同志の関係も破綻を免れて「故管領御家再興」がなされたのである。

しかしこの選択は、まさに木沢が「癪に障る」と言っていた「損得勘定」の結果であった。「損得にはそれがしも引廻されてござるかナ」という末尾の疑い、歎きは、しかし決して「利害の重みが正邪に勝つた」（前掲杉山評）、「人情に負けた」（前掲正宗評）といった凡庸なものではない。ここである「損得勘定」とは、味方との信頼関係や命の重みを含んだ、AとCすべ

てに關わるギリギリの決断であつた。

繰り返すが、典拠のA（味方と思つていた細川政元らに裏切られ、害された將軍や管領畠山政長）と同じ構図となるよう、新たにB（身内と思つていた妻に裏切られ、今後害される可能性のある夫）、C（味方と思つていた丹下や遊佐ら同志に裏切られ害されそうになる木沢）を設定した点、丹下の申し出の諾否によつてこれらへの対応や結果がすべて反転する点に、本作の優れた着眼があつたのである。

いっさい妥協せず自らの信念を貫こうとする主人公は、次作『鷲鳥』（昭和十四年十二月『日本評論』）に引き継がれ、その信念は実現される。明治天皇の前で鍔金術を披露した若崎は、友人中村に教示された「すりかへの謀計」を敢えてせず、失敗してしまふが、それによつて「却つて芸術の奥には幽眇不測なものがあることを」天皇に知らしめた。若崎は「損得利害」を拒絶し通し、自らの芸術を守つたのである^{三十一}。振り返れば、初期の「一口劍」（明治二十三年八月十三日『国民之友』九十一附録）の正蔵は三年の歳月を費やして名刀を鍛え、切れ味を懸念する殿に自らの腹を差し出し「たしかに二つになつてみせむ」（下篇）と啖呵を切る。「五重塔」（明治二十四年十一月七日〜二十五年四月十九日『国会』）の十兵衛も、二人で建てようという源太の提案を「何も十兵衛それは厭でござりまする」（其十三）と拒否し、果ては源太が苦心して作成した下絵図類・資料さえ「御親切は頂戴いたも同然、これは其方に御納めを」（其二十一の下）と突き返し、自分一人の力で塔を建立する。露伴文学に特徴的なこうした振る舞いは、集団としての縛りが緩やかな職人・芸術家にして可能であつた。翻つて本作の場合、

「左京一分の事」である限り木沢は臙脂屋に対して拒否し通せたのだが、これが同時に木沢も属する集団の利害に反する時、木沢といえども丹下らの要求を無視できなかったのである。

四

「雪タ、キノ事」から都賀庭鐘、中里介山、そして露伴が夢想を得たように、「雪たたき」から想を構えた作家に久生十蘭がいる。

「雪たたき」の召使女は、姦夫を邸に案内することが女主人への忠義と思つてゐるため、今回誤つて木沢を引き込んだ責めを負い、「私、身を捨てましても、御引取いたゞくやう願ひまして」と言い立てる。これを聞いた木沢は、召使女を「忠義の者ではある。」としながら、「教への足らぬ世で、忠義の者が忠義でないことをして、忠義と申うて死んで行く。善人と善人とが生命を棄てあつて、世を乱してゐる。」（上）と言う。すなわち、召使女は「忠義の者」で「善人」ではあるが、女主人の姦通の手助けをするのは実は忠義ではない。しかしそれを忠義だと勘違いし、今やその責任を取つて「身を捨て」て死のうとしている。何が忠義であり、何が善なのか、きちんと教えていない今の世では、召使女のような善人同士が棄てる必要のない命を棄て合い、世を乱している、ということであろう。

これを取り入れたのが久生十蘭「鈴木主水」（昭和二十六年十一月『オール読物』）であつた。姫路藩十五万石の領主に成り上がった榊原政岑は、用人押原右内を重用し、その娘と偽つて側女に上げられたお糸に溺れ、政治が乱れる。そこで主水は、

後の月見の宴でお糸を刺し殺そうと計画し、父伝内に「忠義な士が、忠義でもないことをして、忠義と思つて死んで行く。善人と善人が命を削り合つて、いよいよ世の中をむづかしくする。」と言う。先代の側仕えだった譜代の家臣たちは、政岑が自分の側近や取り巻きを先代の役職と入れ替えたため、次々に暇を取つて退去する。家臣たちは、表だった御家騒動になるのを避けるため、身を退くことが忠義だと考えたのだが、それは真の忠義ではない、と主水は考える。すなわち、譜代の家臣たちは「忠義な士」で「善人」ではあるが、主君の放埒を止めずに身を退くのは実は忠義ではない。しかし、それを忠義だと勘違いした家臣たちは、そのまま野に下つてやがて死んでいく。善人である家臣同士が苦しい思いをし、結果的に榊原家の今後の存立を危うくしている、ということであろう。続けて、「忠義ばかりでは、いやさ善人ばかりでは、国も家も、立てかねようといふことです。榊原の家に悪人が不足してゐるのが、不幸の源なのだと思つて居ります」と言うように、主水はあえて藩内に残り、悪人となつて泥を被ることで榊原家を救おうとするのである^(三十一)。

同じ「忠義」でも、女主人の姦通を扱った「雪たたき」と、御家騒動を扱った「鈴木主水」では様相が異なるが、主人・主君の意を迎えるのではなく、あえて背くことが真の「忠義」である、という認識は共通している。「鈴木主水」が多様な先行文献に依拠していることは前掲拙稿で指摘したが、今回新たに指摘した「雪たたき」の例は同時代の同ジャンルであり、注意される。

久生十蘭が読んだ「雪たたき」は、初出ではなく、単行本『幻

談』(昭和十六年八月日本評論社)所収であろう。というのも、久生十蘭「予言」(昭和二十二年八月『苦楽』)にも、単行本『幻談』所収の「連環記」を踏まえた箇所があるからである。以前、久生十蘭における泉鏡花撰取について報告した際^(三十)、「予言」で、「摩訶止観とか、止観十乘とか」の「観法」ができたのは「増賀や寂心の頃まで」とある箇所について「連環記」の影響を推測した。今回これに加え、「雪隠で饅頭を食ふやうなケチなことをしないのが安部の本領なので、」という箇所も、「連環記」の「世の諺に謂ふ「雪隠で饅頭を食ふ」料簡、汚い、けちなことである。」^(三十二)に拠つたと推測する。「雪隠で饅頭を食ふ」とは、人に隠れて自分だけがいい思いをする喩えで、「予言」では、安部には知世子という健康で美しい婚約者がいるのに、留学した石黒の留守中その妻と関係するはずはない、という文脈であり、「連環記」では、自分だけが釈迦を頼んで極楽往生を願う比喩として使われている。特に、「けち(ケチ)なこと、すなわちせこいことの喩えとする点まで共通しており、撰取の痕跡は歴然としている。

「雪たたき」から「鈴木主水」、「連環記」から「予言」への部分的な撰取を確認したが、もう一つ、「雪たたき」の影響が看取される作品に、「予言」の一ヶ月前、露伴死去の直前に発表された「鶴鍋」(昭和二十二年七月『オール読物』^(三十三))がある。いづれも、一人の女をめぐつて、その父(祖父)と若い男の間で懇願と拒否が執拗に繰り返される作品である。

「鶴鍋」の鹿島与兵衛は、家柄や格式にこだわる余り、孫娘滋子(俳号冬女)と大学助教教授の土井参亭との結婚には「絶対に不賛成」で「あくまでも反対」する。祖父の仕打ちに「愛想

をつかし」た滋子は、横浜の空襲で生き残ったにもかかわらず、鹿島老人の許に戻らないで乳母を頼って新潟に行く。しかし頑冥な老人は滋子を許さず、死んだものと見なしして「妙滋大姉」という戒名までつけてしまう。そのまま一年以上が経過する間、滋子は参亭に逢ってくれるよう手紙を出す。参亭は老人の許しを得ないまま逢うことはできないと返事する。そうした清い関係の中、滋子が新潟で長患いし心細く暮らしていると知った老人は、折から闖入した参亭に對し、池に居着いた鶴を滋子に擬えて「あの鶴をゆるし」受け入れてくれるよう願う（老人懇願①）。しかし参亭は、老人の懇願に明確な返答を与えない（参亭拒否①）。ので、老人は改めて手をついて願う（老人懇願②）が、参亭はいつまでも返事をしない（参亭拒否②）。そこで老人は二人の交際ぶりを「まことにお立派ななされかただ」と褒め、来意を尋ねるので、参亭は、滋子が今日、老人の顔を見て鹿島邸の池の汀に潜んでいたと告げる。まだ老人から許しを得ていないため直接会うのを遠慮した滋子は、参亭に頼んで老人を庭まで引き出して貰ったのである。それを知った老人は改めて「妙滋大姉」を迎え取るよう頼むが（老人懇願③）、滋子の苦しみを知る参亭は、死者としてではなく、元通り鹿島家にお戻し願いたいと言う（参亭拒否③懇願①）。老人はしかし、いったん自分を捨てた滋子を許そうとせず、あくまでも死者として扱う（老人拒否①）。しかし参亭は、滋子が無籍準死のままでは「鬻りのある暗い人生にな」と言い、「おゆるしの出るまでこのままであるよりほかはございません」と懇願する（参亭懇願②）。「森閑と考へ沈んでゐた」老人は、「それで滋はいまどこに居りますのでせう」と彼女の名を口にし、ここで初め

て、滋子を生者として迎え入れようとするのである（老人許諾）。家名にこだわる余り参亭との結婚を許さず、失跡した滋子をあくまで死者として扱う鹿島老人の厳しさ。死者であれば鹿島家の名に傷も付かぬからと、相愛の参亭に受け入れて欲しいという老人の孫娘を思う情に對し、それでは彼女の人生が戸籍のない暗いものになると拒否し通す参亭のしぶとさ。二人の執拗なやりとりは、鈴木貞美「西林図」迷走」『定本 久生十蘭全集』月報6、二〇一〇年三月国書刊行会）がいうように、「まだるこしい」。じつさい、上記のやりとりは「雪たたき」同様作品のおよそ三分の一に及んでおり、木沢と膳脂屋・丹下との「ひっこく」（武者小路評）「ねちく」と（白鳥「傑作、凡作」した会談を想起させる。こうしたこだわりの強さ、しつこさが、まずは目につく共通点である。

第二の共通点はプロットと登場人物の属性である。「雪たたき」で、姦通した娘であつても「可愛く」（中）思う膳脂屋は、木沢に証拠の笛を返してくれるよう何度も懇願するが、木沢は拒否し通す。対する「鶴鍋」では、自分を捨てた孫娘であつても、愛する参亭と逢えないなら「さぞ辛からう」と思う鹿島老人が、参亭に滋子を迎え入れてくれるよう何度も懇願するが、参亭は拒否し通す。「五十余り」の膳脂屋も鹿島と兵衛も富裕な老人であり、その懇願する相手は若い男である。老人は、娘の姦通や孫娘の結婚といった異性関係を世間から隠そうとするのに對し、若い男はそうした取り繕いを飽くまで嫌い、妻としてのあるべき姿にこだわっている。木沢は姦通を許さず、参亭は戸籍の無い事実婚を受け入れない。また、「雪たたき」では味方・身内と思っていた者に裏切られ、害されるといふ構図が

繰り返されるが、「鶴鍋」の鹿島老人も身内の滋子に捨てられ、「ゆるしがたく」感じていた（ただし、老人には孫娘への情愛が残っている）。公的な規範（忠・孝）と個人的な情（友情・恋情）の対立という全体の枠組も共通する。

第三は結末である。「雪たたき」では、同志から懇願された若い男（木沢）が最後に老人（臍脂屋）の懇願を受け入れたため、姦通した女は死を免れ生き長らえる。一方「鶴鍋」では、老人（鹿島）が最後に若い男（参亭）の懇願を受け入れたため、死者とされた滋子は生還する（裏のくぐりから入った「妙滋大姉」が、滋子として老人に「ようこそ、お帰り」と迎えられる）。相手の懇願を受け入れるのが若い男か老人か^{（三十七）}、また女の愛が姦通か肉体関係のない純愛かで対照的だが、最後に一方が折れて女の生が保証される点は共通する。はじめ傍観者であった男（丹下ら・冬木郎）が最後に一役買う点も見逃せない。もちろん、「雪たたき」の丹下らの方が重い役割を担うが、「鶴鍋」の冬木郎も「仲人」の役を務める。

このように両作品の類似性、対応関係は明白であり、「鶴鍋」は「雪たたき」から構想されたと考えられる。ただし、「鶴鍋」では前述のような裏切りの構図は強固ではない。むしろ、滋子の失跡から頑なに心を閉ざしていた老人が、参亭と滋子の清らかな愛のありようを知って次第に心解けていく「ゆるし」に重点が置かれている。滋子に対する鹿島老人の愛憎は、「雪たたき」の臍脂屋の盲目的な父性愛よりも陰影に富む。

鶴をひねりに行くという奇想を起点としながら、参亭・滋子・鹿島老人相互の心理的葛藤を傍観者冬木郎の視点から徐々に明らかにしていく巧みな構成、滋子を迎え入れる鹿島老人の「よ

うこそ、お帰り」という、様式美^{（三十）}の中に万感を籠めた科白によって、本作は「雪たたき」から新たな作品へと昇華された。

なお、本作で言及される倪雲林「西林図」は、草森紳一「心理の谷間——久生十蘭『西林図』（一九八九年六月『ユリイカ』）が指摘するように「西林禅室図」のことと思われる。加藤一雄の小説『無名の南画家』（昭和二十二年二月日本美術出版株式会社）には「西林禅室」の写真版が付され（二十八頁の次頁）、また主人公竈山先生が、作者の倪雲林は「毎朝鶴の吸物を啜つて夕餐には熊掌のシチュウを喰べた。」（二十九頁）と言う場面がある。ここから、「西林図」、鶴、（鶴に擬される）滋子が発想された可能性があらう。本書奥付の「著者略歴」に拠れば、加藤一雄は「昭和五年京都帝国大学美学美術史科卒業、現在京都絵画専門学校教授」であり、「大学で美学を講じてみられる助教授」参亭の経歴と類似する。彼の専門を美学とする必要は本作中に認められない^{（三十九）}。久生十蘭は、本作発表五ヶ月前に出版された『無名の南画家』を読み、イメージを膨らませたのではないだろうか。

むすび

本稿では、「雪たたき」の舞台界に関する歴史的・地理的記述を、『大日本地名辞書』や『日本中世史の研究』『和泉名所図会』『応仁記』などと照合し、本作の内容が史実や実際の土地とおおむね合致していることを確認した。また、典拠「雪タ、キノ事」等と対比することで、本作では独自に、味方・身内と

思っていた者に裏切られ、害される構図が設定、反復され、木沢の行動に大きく関与していることを明らかにした。さらに、露伴から久生十蘭への影響として「鈴木主水」「予言」「鶴鍋」を取り上げ、特に「鶴鍋」における本作撰取の実態を具体的に跡づけた。「雪たたき」は、種々の文献に依拠しつつも独創的な世界を形成し、後の久生十蘭「鶴鍋」を生み出したのである。

[注]

- (一) 昭和十四年三月に「上」、四月は「上」のみ二段組みで再掲、「中」「下」を掲載して完結。のち昭和十六年八月日本評論社『幻談』所収。没後の昭和二十二年九月岩波書店『幻談』所収。初出・初刊単行本・再刊単行本ともルビ僅少。初刊単行本『幻談』所収本文の「上」は再掲本文に拠る。「上」初出と再掲には用字・字アケ・仮名遣い・漢字表記・送り仮名・促音の大きさ・句読点など僅少の異同がある。主なものは以下の通り。↑の上が再掲で、下が初出。便宜上、(一)内に『露伴全集』六(昭和二十八年十二月岩波書店)所収本文の頁数行数を記した(以下同じ)。
- ・ 叱るやうに云つた。(四三八頁六行) ↑叱るや「う」字の一部以下空白
 - ・ 其処か傲慢に(四三七頁六行) ↑其処か傲慢に
 - ・ 粗末に(同八行) ↑何とも無く粗末に
 - ・ 無かつたが、(四四二頁八行) ↑得られ無かつたが、
 - 再掲「上」初出「中」「下」と初刊単行本の異同も上記同様軽微で、主なものは以下の通り。↑の上が単行本、下が再掲「上」初出「中」「下」。
 - ・ 歩いた後に、(四三二頁八行) ↑歩いたが、

- ・ おぼしなのが(四三六頁六行) ↑おぼしきが
- ・ 「にツたり」(同一行) ↑「につこり」[四三七頁二行、四四〇頁一〇行(二例)も同じ]。
- ・ 其処が傲慢に(四三七頁六行) ↑其処か傲慢に
- ・ 一語が(四四一頁三行) ↑一語を
- ・ 御ゆるし下されますやう、(四四三頁一行) ↑御ゆるし下されますやう、
- ・ 城池(四四四頁一三行) ↑城地
- ・ 勇將軍(四四七頁四行) ↑勇将等
- ・ 此処でゞも何処でゞも(四五二頁八行) ↑此処でも何処でも、
- ・ 叶へられますやう(同九行) ↑叶へられますやう
- ・ 怨霊屋敷など(四五九頁一四行) ↑怨霊屋敷などにツたり(四六〇頁七行) ↑につたり「以下同じ」
- ・ 一荷(同一〇行) ↑一荷が
- ・ 此処(四六〇頁一〇行) ↑此家
- ・ 何としても(四六三頁二行) ↑何としても世間一統の人が、
- ・ にツたり(四七三頁一〇行) ↑につこり
- ・ ござりますか、(同二二行) ↑ござりまするか、
- ・ 「ナシ」(四八七頁七行) ↑(畢)
- 初刊単行本と再刊単行本の異同は、仮名遣い・用字・促音の大きさ・句読点など僅少。
- なお、単行本と『露伴全集』(前掲)の間も、振り仮名が大きく増えたほか、いくつかの異同がある。↑の上が『露伴全集』で、下が単行本(初刊・再刊異同なし)。

・此方様は、(四三九頁二行) ↑此方様を——は、

・納屋とは(四四五頁一四行) ↑納屋(なや)とは

・風残雪虐(四五九頁一〇行) ↑風残雪虐

・彼など(四六二頁一三行) ↑彼なぞ

・暹羅国、(四六四頁一五行) ↑暹国、羅国、

・安南、天竺、(同) ↑南天竺、

上記のうち、岩波文庫『連環記 他三篇』(昭和二十四年四月)の段階で、既に四例目は「彼など」、六例目は「安南天竺」と校訂されている。ちなみに、暹羅はタイの古称。暹国と羅国が合体して一国を形成した。安南はベトナム、南天竺は印度南部で別地域。

(二) 初出昭和二十六年三月『歌舞伎座ニュース』、未見。以下、引用は『ちぎれ雲』(昭和三十一年六月新潮社) 所収に拠る。

(三) 『足利季世記』一(明治十六年八月出版人近藤瓶城) 所収。

柳田泉が昭和十九年八月に露伴邸で取った蔵書メモに拠る「露伴先生蔵書瞥見記(一)(二)」(昭和四十一年三〇四月『文学』)に、「史籍集覧／同 続」と見える。

(四) 『応仁後記』巻之中「雪敵事付畠山義豊自害事」(『史籍集覧』九所収、明治十四年十二月翻刻人近藤瓶城) も同内容だが、木沢らの主君を畠山「尚順」と表記。本作同様畠山「尚慶」と表記する『足利季世記』が典拠となる。尚慶は尚順の初名。

(五) のち『幸田露伴』(昭和二十五年四月書林新甲鳥) に「雪たたき」として収録。

(六) 昭和五十三年二月『国文学研究』所収。

(七) 大正十二年六月十八〜二十六日「アサヒグラフ」一四五〜一五三号に妙音庵主人「隣人夜話」(34)〜(42)「雪たつき」(一)

〜(九)として連載。のち『隣人夜話』(大正十四年一月白揚社) 所収。「隣人夜話」はのち『青史夜話』(昭和八年三月大菩薩峠刊行会) と改題。

(八) 昭和五十五年三月『明治大学教養論集』所収。のち、露伴関係箇所を大きく削除して『莠句冊』と『足利季世記』と改題、『日本近世小説と中国小説』(昭和六十二年五月青裳堂書店) に収録。

(九) 『莠句冊』も本作同様畠山「尚慶」と表記するため。注(四)参照。

(十) 『幸田露伴論』(二〇〇六年三月翰林書房) 所収。初出は『雪たつき』覚え書——花田清輝に倣って(一九九四年三月藤女子大学『国文学雑誌』)。

(十一) 最初、女主人が木沢を「憎悪と憤怒との眼で睨み下した。悍しい、峻しい、冷たい、氷の欠片のやうな厳しい光の眼であった。」のに対し、木沢が「鈍々と主人を見上げ」て笑う場面は、のち「連環記」(昭和十六年四・七月『日本評論』)で、出家した定基が元の妻の家に頭陀行した際の女の反応に転用。女の眼には「怨恨の毒氣」「勝利を矜る」「冷やか」「甚だしい軽蔑」「哀れみ」「他を嘲りさいなむやうな、氷でも出来た利刃の如きもの」があり、女は「極めて緩く薄笑ひに笑った」とある。

(十二) 『史籍集覧』続群書類従 合戦部七(明治十四年十二月出版人近藤瓶城) 所収。

(十三) 須藤儀門『室町武士遊佐氏の研究』(平成五年二月叢文社)「十四 河内の遊佐氏(三)」参照。

(十四) 注(十三)に同じ。

(十五) 「露伴先生蔵書瞥見記」(前掲)に「大日本地名辞典 富山房 吉田東伍」とある。「辞典」と誤記されているが、本書のこと

である。

(十六)『三浦周行「歴史上の大塚」』『堺市史講演集』所収、大正十四年三月堺市役所)にも「その頃の堺にはまた町々の両端に大きな木戸が設けられてあつて、一朝有事の時には、立ちどころに大きな木戸の扉を下して閉鎖してしまふ。」とある。

(十七) 本作「小島太郎左衛門」は「林」字脱落か。

(十八)「露伴先生蔵書瞥見記」に「普通の国文物、雑誌、寄贈の近刊書なども、時間の関係で外した。」とあり、本書が寄贈されていた可能性、或いは前掲の『史学雑誌』を所持していた可能性がある。

(十九)『群書類従』十三(合戦部)(明治三十三年九月再版経済雑誌社)所収。以下同じ。「露伴先生蔵書瞥見記」に「群書類従 揃」と見える。

(二十) 衛門府の唐名。その職にあつた山名宗全を指す。

(二十一)『重篇応仁記』(前掲注(四))五、六所収。

(二十二) 本書も注(十八)で言う「普通の国文物」に入るかもしれない。

(二十三)『後法興院記』三、四『統史料大成』7、8、昭和四十二年四月臨川書店)。

(二十四)『大乘院寺社雑事記』十、十一(昭和十年六月、十一年二月三教書院)。

(二十五)『実隆公記』二下、三上、三下(昭和三十四年六月)三十五年三月再版、続群書類従完成会太平洋社、初版は昭和七年五月)八年八月)。

(二十六)『堺市史』二(前掲)第三編第十二章第一節「畠山尚順、義豊の抗争」(一〇五頁)、弓倉弘年『中世後期畿内近国守護の

研究』(二〇〇六年十二月清文堂)第一部第一章六「明応の政変後の動向」に拠る。

(二十七)『後鑑』二六一「義澄將軍記 五」明応六年十月七日程『続国史大系』八、明治三十七年七月経済雑誌社。「露伴先生蔵書瞥見記」(前掲)に「国史大系」と見えるが「続」編を含んでいるか不明。

(二十八) これら五日について、注(二十三)～(二十五)の文献の記事を順に示す。明応五年一月二十一日「夜来雪積地三四寸」、「雪」、「雪降盈尺」。同十一月六日「夜来大雪積地三四寸、終日猶雪降」、「朝雪」、「雪降盈地、洛中連日之深雪、近年未見如此之事も」。同十二月四日「曉来終日雪降積、地六七寸」、「雪下」、「深雪」。明応六年一月二十一日「夜来積雪一許尺」、「自曉大雪下」、「雪盈尺」。同二月十日「十一日「夜来雪一寸許、終日猶飛散」、(十一日)「十日 今曉大雪下、[略]十一日 夜雪」、「雪降、[略]雪積」、(十一日)。明応三年一月八日は京都で大雪だったが『後法興院記』「夜来積雪三四寸」、「実隆公記」「瑞雪数尺、庭樹悉変瑤林、近來之壯觀也」、『大乘院寺社雑事記』は記録なし。京都より南の奈良を重視すれば、明応六年一月二十一日、二月十日が注意される。

(二十九)『景德伝燈録』八「潭州龍山和尚」に見える、「我見兩箇泥牛闌入海、直至如今無消息」(我見る、兩箇の泥牛の闌ひて海に入り、直ま如今に至るまで消息無きを)を踏まえた比喻。訓読は入谷義高監修『景德伝燈録』三(一九九三年三月禅文化研究所)を参照した。

(三十) 木沢が、女の「主人は今、海の外に居るので。」(上)と正しく指摘している以上、女の夫を「我が昵懇のもの」(上)と言

うのに嘘はないだろうが、やや唐突である。ここまでのある時点で木沢が、ここは友人邸だと気付く描写が必要であつたろう。

(三十二) 召使女が女主人の「生命にもかゝること」思召して、「(中) と言ひ、胭脂屋が「私娘の生命にかゝること」でござりまする」(下) と言うように、姦通が知れば夫から殺される可能性があつた。従つて、胭脂屋に投げ込まれた生首は、生証人である姦夫の口封じでもあろう。平野の城が落ちた夜に投げ込まれた点に注意すれば、軍資金を提供した胭脂屋への返礼の意図もあつただろう。

(三十二) 拙稿「幸田露伴『鷺鳥』の虚実」(二〇一五年九月『京都大学国文学論叢』参照。

(三十三) 詳細は拙稿『鈴木主水』における忠義と私情——久生十蘭論VI——(二〇一五年七月『国語国文』参照。

(三十四) 拙稿「久生十蘭と泉鏡花」(『定本 久生十蘭全集』月報7、二〇一〇年七月国書刊行会)。

(三十五) 単行本『幻談』には再刊本(昭和二十二年九月岩波書店)もあるが、これは「予言」発表後一ヶ月の発行であり、依拠したとは考えられない。

(三十六) のち、『母子像』(昭和三十年十月新潮社)所収時に「西林図」と改題。登場人物名をはじめ、細かい異同があるが、内容上の相違はない。

(三十七) 両作とも、主として懇願するのは老人だが、「鶴鍋」では

最後に参亭が別の条件を提示して懇願し、それをいったん拒否した老人が最後に受け入れることで決着する。「雪たたき」でも、懇願するのが老人から丹下、さらに遊佐ら同志へと引き継がれるが、懇願される側は一貫して木沢である。これは、笛の譲渡のみを問題としていた「雪たたき」に対し、「鶴鍋」では滋子を死者のまま迎えるか、生者としてかで老人と参亭が対立したためで、より複雑な駆け引きといえよう。

(三十八) かりに能の序破急に当てはめれば、冬木郎と参亭が鹿島老人の山家風の証屋に招じ入れられるまでが序、参亭と鹿島老人のやり取りが破、耐さながらの老人が池畔に佇む滋子・参亭を迎えに来る末尾が急となろう。

(三十九) ただし、「妖翳記」(昭和十四年五月『オール読物』)の「私」も、美学・美術史の家庭教師であるため、『無名の南画家』撰取は決定的とはいえない。

〔付記〕

引用は特記したもの以外は初出に拠り、漢字を通行の字体に改め、適宜ルビを略し、明らかな誤植は改めた。／＼は改行、「」内は須田による注である。

(すだ ちさと・本学大学院人間・環境学研究科教授)